

熱中症予防と節電のお願い

一人ひとりの節電行動が大きな成果につながります。熱中症にならないよう、エアコンや扇風機等を上手に利用して、無理のない範囲で節電にご協力ください。

町会・自治会に 加入しましょう!



町会・自治会は、住民の皆さんに一番身近な自治組織です。
安全で安心して暮らせる快適なまちづくりをすすめています。

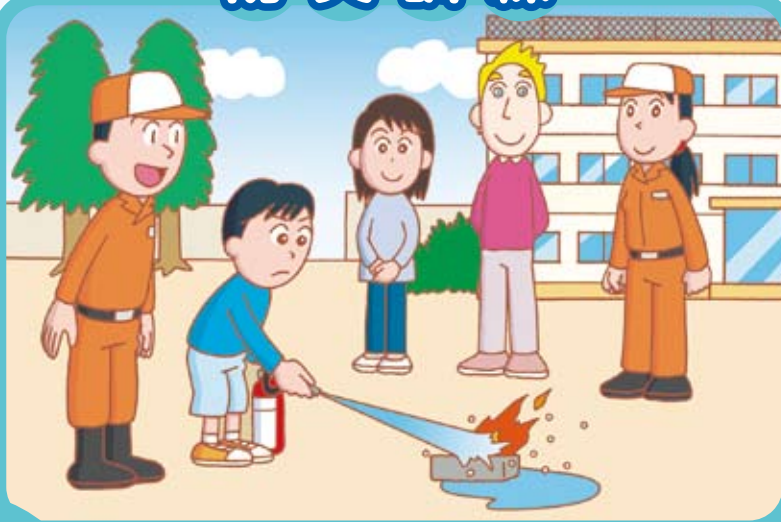


お祭り



まちに季節感を与え、住民の絆を強めるお祭り。子どもも大人も参加できる世代を超えた交流の場で、地域の文化・伝統に触れてみましょう。

防災訓練



地域住民の連携は、素早い救助や消火につながります。町会・自治会は、災害時に備えて防災訓練を行っていますので、皆さんで参加してみましょう。

**町会・自治会は
こんな活動をして**

登下校の見守り



子どもの登下校時の事故や事件への心配、不安はありませんか。町会・自治会は地域の目で子どもを見守っています。

町会・自治会はこの他にもいろいろな活動をしています

清掃活動



子どもにとっても、ゴミや落書きのない「きれいなまち」は「安全安心なまち」。町会・自治会の清掃活動は、防犯や衛生意識の向上に役立っています。

お住まいの
地区の町会・
自治会は
こちら

(パソコン・スマートフォン)



芝地区



麻布地区



赤坂・青山地区



高輪地区



芝浦港南地区

問い合わせ

各総合支所協働推進課協働推進係

芝地区 ☎3578-3123
麻布地区 ☎5114-8802
赤坂地区 ☎5413-7272
高輪地区 ☎5421-7621
芝浦港南地区 ☎6400-0031

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** へ ☎5472-3710 年中無休 午前7時～午後11時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<http://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

国民健康保険限度額適用(限度額適用・標準負担額減額)認定証の申請案内

区の国民健康保険に加入している人が、医療機関の窓口で支払う医療費が高額になる場合は、申請により、1カ月の自己負担限度額までの支払いになります(保険給付対象外のものは含まれません)。また、入院の際は、食事代が減額になる場合があります。

自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります

70～74歳の住民税課税世帯の人(高齢受給者証をお持ちの人)

保険証と高齢受給者証の提示により、自己負担限度額(表区分①)まで

の支払いになります。

70～74歳で住民税非課税世帯の人(高齢受給者証をお持ちの人)

申請により、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。保険証と高齢受給者証および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額(表区分②)までとなり、入院の際は食事代が減額されます。

70歳未満の住民税課税世帯の人

申請により、「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。保

険証と「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額(表区分③)までとなります。

70歳未満の住民税非課税世帯の人

申請により、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。保険証と「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額(表区分④)までとなり、入院の際は食事代が減額されます。

申請窓口

各総合支所区民課窓口サービス係

申請に必要なもの

保険証、高齢受給者証、領収書(過去1年間の入院日数が90日を超えた場合)

※保険料を滞納している人は、納付

相談を行います。

「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示しなかった場合は、従来どおり3割等の自己負担額をお支払いください。高額療養費の支給対象になった場合は、診療の月の約3～4カ月後に、区から高額療養費の申請書を送付します。

更新のお知らせ

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(金)です。既に「認定証」をお持ちの人には、7月中旬に更新のお知らせを送付しますので、引き続き希望する場合は、同封されている申請書をご返送ください。

問い合わせ

国保年金課給付係 ☎内線2640～2

区分	年齢	住民税	医療機関に提示するもの	医療費の自己負担限度額			入院時の食事代(1食)
				外来(個人ごと)	年3回目まで(外来+入院)	年4回目以降※2(外来+入院)	
①		課税世帯	保険証、高齢受給者証(3割)	4万4400円	8万100円+(総医療費-26万7000円)×1%	4万4400円	260円
			保険証、高齢受給者証(2割)※4	1万2000円	4万4400円	4万4400円	260円
②	70歳以上75歳未満	非課税世帯	保険証、高齢受給者証(2割)※4 限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分「Ⅱ」)	8000円	2万4600円	2万4600円	210円 (91日目から160円※3)
		非課税世帯※1	保険証、高齢受給者証(2割)※4 限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分「Ⅰ」)	8000円	1万5000円	1万5000円	100円
③	70歳未満	上位所得者901万円超	保険証、限度額適用認定証(適用区分「ア」)		25万2600円+(総医療費-84万2000円)×1%	14万100円	260円
		上位所得者600万円超～901万円以下	保険証、限度額適用認定証(適用区分「イ」)		16万7400円+(総医療費-55万8000円)×1%	9万3000円	260円
		一般210万円超～600万円以下	保険証、限度額適用認定証(適用区分「ウ」)		8万100円+(総医療費-26万7000円)×1%	4万4400円	260円
		一般210万円以下	保険証、限度額適用認定証(適用区分「エ」)		5万7600円	4万4400円	260円
		住民税非課税世帯	保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分「オ」)		3万5400円	2万4600円	210円 (91日目から160円※3)

※1 世帯員それぞれの所得が0円、年金収入80万円以下の世帯の人
※2 同一世帯で過去1年間に高額療養費に該当した回数
※3 過去1年間の入院期間が90日間を超えた場合、再度申請が必要です。
※4 昭和19年4月1日以前生まれの人は、特例措置により1割

高齢者 関連情報

一部 65 歳以下を対象とした内容も掲載しています

国民健康保険 高齢受給者証が更新されます

7月中に新しい高齢受給者証をお送りします

国民健康保険(国保)に加入している70歳から74歳までの人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月中に送付します。

送付する新しい高齢受給者証は、8月1日(土)から使用できます。

一部負担金の割合について

医療機関受診時に支払う一部負担金の割合は、6月に確定した平成27年度住民税の課税所得に応じて、2割(特例措置の人は1割)または3割となります。送付する高齢受給者証をご確認ください。

医療機関にかかるときは、保険証と高齢受給者証をあわせて窓口 に必ず提示してください。

自己負担割合の判定について

本人および同じ世帯の70歳から74歳までの国保被保険者の住民税の課税所得によって、負担割合を判定します(図1)。

2割(特例措置の人は1割)の人

同一世帯に、70歳から74歳までの国保被保険者で、住民税の課税所得が145万円以上の人がない場合

3割の人

同一世帯に、70歳から74歳までの国保被保険者で、住民税の課税所得が145万円以上の人がある場合

※負担割合が3割の人でも、2割(特例措置の人は1割)になる場合があります。

収入額の申請による判定

次に該当する場合は、申請すると翌月から2割(特例措置の人は1割)になります(図2)。

70歳から74歳までの国保被保険者が1人の世帯

(1)前年の収入が383万円未満
(2)前年の収入が383万円以上あり、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の収入も含めて520万円未満

70歳から74歳までの国保被保険者が2人以上の世帯

前年の収入を合計して520万円未満
※収入とは、年金控除等の必要経費を引く前の金額です。

申請は各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)で受け付けます。確定申告

書の控え等、収入を証明する書類が必要です。

賦課のもととなる所得金額による判定

平成27年1月2日以降に70歳になった国保被保険者のいる世帯のうち、70歳から74歳の国保被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合(申請不要)

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

特例措置について

住民税の課税所得が145万円未満の人の負担割合は、制度上、2割負担と規定されていますが、昭和19年4月1日以前に生まれた人は、特例措置により1割負担に据え置かれます。1割負担に据え置かれる人は、高齢受給者証に「2割(特例措置により1割)」と記載されます。

問い合わせ

国保年金課資格係 ☎内線2643～5

図1 負担割合判定基準

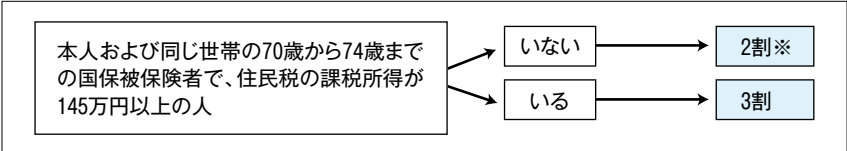
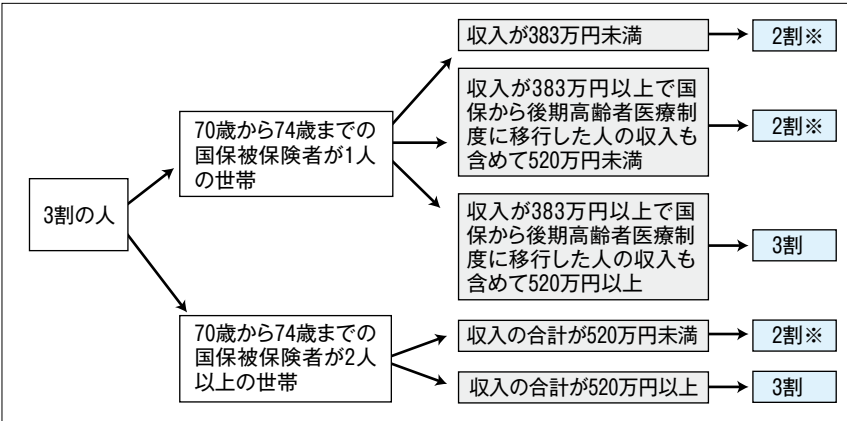


図2 申請による負担割合判定基準



※特例措置(昭和19年4月1日以前生まれ)の人は1割となります。高齢受給者証には「2割(特例措置により1割)」と記載されます。

港区広報番組をご覧ください

7月11日更新「港区広報トピックス(30分番組)」

内容 夏のプール開放について、国際文化紹介展示 ポリビア、ふれ愛まつりだ、芝地区!、Let'sえくささいず、公園児童遊園紹介(一ツ木公園・南青山児童遊園・檜町公園) 放送期間 7月11日(土)～20日(月・祝) J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



港区の災害時要配慮者対策 「避難行動要支援者登録制度」を開始します

災害時、避難する際等に特に支援を必要とする人を対象として名簿登録し、一人ひとりの状況をお聞きしながら、個別に安否確認や避難支援を迅速に行う仕組みを作ります。

現行の「災害時要援護者登録制度」は、災害対策基本法の改正に伴い廃止します。なお、現行の要援護者登録名簿については、平成28年3月末まで有効です。

「避難行動要支援者名簿」への登録要件について

区内に居住し(入院または入所している人は除く)、かつ次のいずれ

かに該当する人を支援の対象者として名簿を整備します。

(1)介護保険制度における要介護認定3から5を受けている人

※要介護3の場合は、ひとり暮らし

または65歳以上のみの世帯の人

(2)身体障害者手帳1・2級を所持するひとり暮らしの人

(3)愛の手帳1・2度を所持するひとり暮らしの人

(4)精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するひとり暮らしの人

(5)(2)～(4)の障害者手帳を所持する人のみで構成する世帯の人

(6)人工呼吸器を使用している人
(7)(1)～(6)に準ずる人で区長が認める人

用語について

法改正の内容に準じ、現行の「災害時要援護者」に替わり、今後は、「要配慮者」や「避難行動要支援者」という用語を使用します。

要配慮者:高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊娠婦その他の特に配慮を要する人

避難行動要支援者:要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人

通知について

現在、「災害時要援護者名簿」に登

載されている人および(1)～(5)の要件に該当する人には、10月末に区から個別に通知文書を郵送します。

(6)(7)の要件に該当する人については、11月から申請を受け付けます。
※詳しい内容は、今後決まり次第「広報みなと」に掲載する予定です。

問い合わせ

防災課防災計画推進担当

☎3578-2510

各総合支所協働推進課協働推進係

☎欄外参照

保健福祉課管理係 ☎3578-2376

高齢者支援課高齢者福祉係

☎3578-2391

障害者福祉課障害者福祉係

☎3578-2386

透明水彩画展 & 1日体験

対 (1)どなたでも(2)おおむね50歳以上の区民

時 (1)7月1日(水)～8月12日(水)午前9時～午後5時(2)7月25日(土)、8月2日(日)午後2時～3時30分

所 神明いきいきプラザ

内 (1)透明水彩画作品展(2)透明水彩画体験教室

人 (2)各回10人(抽選)

申 電話または直接、7月20日(月)までに、神明いきいきプラザへ。
☎3436-2500

認知症サポーター養成講座

対 15歳以上の区民

時 7月31日(金)午後2時～4時

所 神明いきいきプラザ

人 30人(抽選)

申 電話または直接、7月23日(木)までに、神明いきいきプラザへ。
☎3436-2500

書道教室

対 おおむね60歳以上の区民

時 8月10日～平成28年3月28日(第2・4月曜・全16回)午後1時～3時

所 虎ノ門いきいきプラザ

人 10人(抽選)

費用 各回1000円

持ち物 書道道具一式

申 電話または直接、7月26日(日)までに、虎ノ門いきいきプラザへ。
☎3539-2941

はじめてパソコン・ワード教室

対 50歳以上の区民

時 パソコン教室:8月2日～9月27日(8月16日を除く毎週日曜・全8回)、ワード教室:8月1日～9月26日(8月15日を除く毎週土曜・全8回)いずれも午前10時～11時30分

所 南麻布いきいきプラザ

人 14人(抽選)

費用 2000円

申 電話または直接、7月20日(月・祝)までに、南麻布いきいきプラザへ。
☎5232-9671

初めての写経体験～脳を使って認知症予防～

対 65歳以上の区民

時 7月24日(金)午後2時～4時

所 青山いきいきプラザ

人 20人(申込順)

申 電話で、赤坂地区高齢者相談センターへ。
☎5410-3415

はり・マッサージサービス

対 65歳以上の区民

時 8月4・5日(火・水)

所 青山いきいきプラザ

人 60人(申込順)

費用 1000円

申 電話で、7月11日(土)～20日(月・祝)午前9時～午後5時に、青山いきいきプラザへ。
☎3403-2011

健康セミナー「高齢者の病気と薬について」

対 どなたでも

時 7月31日(金)午後2時～4時

所 高輪図書館

人 40人(申込順)

申 電話または直接、高輪図書館へ。
☎5421-7617

元気な人も老後に備えよう～在宅生活を支える介護保険と高齢者サービスの活用術～

対 区民

時 8月7日(金)午後2時～3時30分

所 白金台いきいきプラザ

人 30人(申込順)

申 電話または直接、白金台いきいきプラザへ。
☎3440-4627

対 高輪地区高齢者相談センター

☎3449-9669

人生最後のセレモニー「家族に迷惑をかけないための葬儀知識」

対 65歳以上の区民

時 7月24日(金)午後2時～4時

所 男女平等参画センター

人 20人(申込順)

申 電話で、芝浦港南地区高齢者相談センターへ。
☎3450-5905

スポーツ吹き矢体験

歯科衛生士の講話もあります。

対 65歳以上の区民

時 7月31日(金)午後2時～4時

所 台場区民センター

人 20人(申込順)

申 電話で、芝浦港南地区高齢者相談センターへ。
☎3450-5905

「脱パソコン初心者」ちょっと楽しい、初級者パソコン講座

「インターネットを便利に使う」「キーボード入力が楽になる」をテーマに、講座を4回行います。

対 60歳以上の区内在住者で、キーボードを使って文字入力をしたことのある人

時 8月5・12・19・26日(水)午後3時～4時30分

所 港南いきいきプラザ

人 10人(抽選)

費用 2000円(4回分)

申 電話または直接、7月25日(土)までに、港南いきいきプラザへ。
☎3450-9915

8月開始のみんなと元気塾

対 高齢者相談センターで参加対象と認定された、65歳以上の区民で介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない人

対・**人** 事業・会場により異なります。実施日・時間等詳しくは、各高齢者相談センターにお問い合わせください。

所 (1)まるごと元気運動講座:介護予防総合センター(2)はじめてのマシントレーニング講座:三田・神明・虎ノ門いきいきプラザ、介護予防総合センター(3)バランストレーニング講座:青南・港南いきいきプラザ(4)みんなの食と健口講座:ありす・西麻布・白金台いきいきプラザ、介護予防総合センター

申 電話で、各高齢者相談センターへ。
☎欄外参照

健康入浴推進事業

対 おおむね60歳以上の区民

対・**所**

浴場名	電話番号	実施日時
万才湯 (芝5-23-16)	☎3451-3648	7月21日(火) 午後2時～3時
アクアガーデン三越湯 (白金5-12-16)	☎3441-9576	7月22日(水) 午後2時20分～3時20分
麻布黒美水温泉竹の湯 (南麻布1-15-12)	☎3453-1446	7月23日(木) 午後2時10分～3時10分
ふれあいの湯 (芝2-2-18)	☎5442-2639	7月24日(金) 午後1時45分～2時45分
南青山清水湯 (南青山3-12-3)	☎3401-4404	7月27日(月) 午前10時45分～11時45分
玉菊湯 (白金3-2-3)	☎3441-1772	7月28日(火) 午後2時15分～3時15分

内 熱中症を防ぎましょう～ポイントは、早めの水分補給～(看護師、保健師)、演芸ライブ～笑いで暑さを忘れましょう～(芸人)

人 各15人程度(申込順)

申 電話または直接、実施日の前日までに、希望する銭湯へ。

対 保健福祉課福祉活動支援係

☎3578-2381

8月開始の介護予防総合センター「ラクっちゃ」の各種教室

対象 60歳以上の区民で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人

※(1)(2)(3)は65歳から参加可能。

申し込み 直接、7月20日(月)までに、介護予防総合センターへ。

問い合わせ

介護予防総合センター ☎3456-4157

事業名		定員	実施日・時間	開始日	終了日
(1)	筋力アップマシントレーニング教室(月・木コース) [全24回]	10	毎週月・木曜 午後2時～4時	8月3日	11月2日
(2)	筋力アップマシントレーニング教室(火・金コース) [全24回]	10	毎週火・金曜 午後2時～4時	8月4日	11月6日
(3)	やわらかボール体操教室～今から貯筋～ [全12回]	20	毎週水曜 午後2時～3時30分	8月5日	11月4日
(4)	はじめてのタロット占い [全12回]	20	毎週月曜 午後2時～3時30分	8月3日	11月2日
(5)	はじめての英会話教室 [全12回]	20	毎週金曜 午後4時～5時30分	8月7日	10月30日
(6)	ラクっちゃフラダンス教室 [全12回]	20	毎週月曜 午後4時～5時30分	8月3日	11月2日
(7)	ラクっちゃコア [全12回]	20	毎週火曜 午後4時～5時	8月4日	11月3日
(8)	ハーマナイズ体想 [全12回]	20	毎週水曜 午後7時～8時30分	8月5日	11月4日
(9)	ファンクショナルトレーニング教室 [全12回]	20	毎週木曜 午後7時～8時30分	8月6日	10月29日
(10)	颯爽・ラクっちゃ体操 [全12回]	20	毎週土曜 午前10時～11時	8月1日	10月24日
(11)	ステップ・エクササイズ [全12回]	15	毎週土曜 午後4時～5時	8月1日	10月24日
(12)	ラクっちゃエアロビクス [全12回]	20	毎週日曜 午後3時～4時	8月2日	10月25日

◆各総合支所協働推進課協働推進係◆ 芝地区☎3578-3121 麻布地区☎5114-8802 赤坂地区☎5413-7272 高輪地区☎5421-7621 芝浦港南地区☎6400-0031

◆各高齢者相談センター◆ 芝地区(芝)☎5232-0840 麻布地区(南麻布)☎3453-8032 赤坂地区(北青山)☎5410-3415 高輪地区(白金の森)☎3449-9669

芝浦港南地区(港南の郷)☎3450-5905

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

凡例 **対**…対象 **時**…とき **所**…ところ **内**…内容 **人**…定員・募集人員 **申**…申し込み **対**…問い合わせ **選**…選考方法 **担**…担当課

子育て・関連情報

「児童扶養手当・特別児童扶養手当」の現況届をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、年に1回、現況届の提出が必要です。この届け出がないと、8月分以降の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

対象となる人には、7月下旬に「現況届のお知らせ」をお送りします。

受け付け日時・場所

8月3日(月)～31日(月)午前8時30分～午後5時:各総合支所区民課保健福祉係

特別受け付け期間・場所

(1)8月19日(水)・26日(水)午後5時～7時:各総合支所区民課保健福祉係

(2)8月22・23日(土・日)午前8時30分～午後5時:子ども家庭課子ども給付係(区役所2階)

※お住まいの地区の総合支所以外に提出する場合は必ず事前にご連絡ください。

※新規の申請については区内に住所があり、**表**に該当する人がお申し込みできますので、各総合支所で申請してください。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係

☎3578-2433

各総合支所区民課保健福祉係

☎欄外参照

表 児童扶養手当・特別児童扶養手当対象一覧

	対 象
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(心身に障害がある場合は20歳未満)で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している人 ●父母が離婚した児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が重度の障害を有する児童 ●父または母が生死不明である児童 ●父または母に1年以上遺棄されている児童 ●父または母が保護命令を受けた児童 ●父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ●婚姻によらないで生まれた児童 ※上記の要件に該当しても、児童が施設(保育園・母子生活支援施設を除く)に入所している人は除きます。 ※母が請求する場合で、上記の要件に該当した日から、平成15年4月1日時点で5年を経過していると申請することができません。
特別児童扶養手当	20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している人 ●「愛の手帳」1～3度程度の児童 ●「身体障害者手帳」1・2・3級および一部4級程度の児童 ●長期間安静を要する症状、重度の内部障害または重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童 ※上記の要件に該当しても、児童が施設(保育園・母子生活支援施設を除く)に入所している人、児童が障害を理由とする公的年金を受けている人は除きます。

子育てひろば「あい・ぽーと」 あなたの力を地域の子育てに「子育て・家族支援者養成講座2級」受講生募集

多様化している子育て家庭の保育ニーズにお応えするため、「あい・ぽーと」では、就労だけでなく、親の学びやリフレッシュ等にもきめ細やかに応える一時保育を施設の内外で実施しています。こうした、親子に寄り添っての保育を担っているのが、子育て・家族支援者です。

これまでに650人の子育て・家族支援者が誕生していますが、保育ニーズは年々増加傾向にあり、子育て家庭のために活躍する人材が、一人でも多く増えることが待ち望まれています。

養成講座2級では、子育て支援

の第一線で活躍する講師陣による講義や実習を通して、派遣型一時保育者としての専門知識と技能を習得することができます。

認定後の活動

区内の子育て家庭へ出向き、一時保育者として、有償で活動することができます。また認定後のスキルアップや活動支援体制があり、安心して子育て支援活動ができます。更に、認定者を対象とした保育士資格取得のための講座も受講が可能となります。

※対象は、新生児～小学6年生

受講対象者

次の(1)(2)の要件を満たす人

(1)原則として、区内在住・在勤・在学者で、認定後、区内の家庭等で活動できる人

(2)子育て・家族支援者3級認定者または保育士・ホームヘルパー2級・看護師・保健師・助産師・医師のいずれかの資格をもつ人

受講期間

9月25日～12月4日(週1日、原則として金曜を予定)

費用

1万2000円(保険料含む)

※認定には別途費用がかかります(2000円)

定員

40人(申込順)

予定講師(敬称略)

大日向雅美(「あい・ぽーと」施設長:発達心理学)／根ヶ山光一(早

稲田大学教授:乳児行動学)／宮田市郎(慈恵会医科大学附属病院小児科医)他

申し込み

申し込み用紙に必要事項を明記の上、郵送またはファックスで、9月4日(金)までに、〒107-0062 南青山2-25-1 子育てひろば「あい・ぽーと」へ。

※申し込み用紙は、「あい・ぽーと」窓口で配布する他、「あい・ぽーと」ホームページからダウンロードもできます。

問い合わせ

子育てひろば「あい・ぽーと」(月～土曜午前9時～午後5時)

☎5786-3250

こんにちは赤ちゃん訪問

☎ おおむね、生後120日以内のお子さんのいる全ての家庭※第2子以降の人もご利用ください。里帰り中、里帰り後も訪問できます。

☎ 郵送で、母子健康手帳にとじこんでいる「出生通知書」を、〒108-8315 みなと保健所健康推進課地域保健係へ。☎6400-0084

新米ママ健康相談(予約制)

助産師(助産師会委託)がご家庭を訪問し、産後の体調・母乳についての相談に応じます。

☎ 区民で、出産後1年未満の人
相談回数 1回

☎ 電話で、健康推進課地域保健係へ。☎6400-0084

Helloママサロン

助産師による母親同士の交流、個別相談を行います。

☎ 区民で、1カ月児健診を終えた平成27年6月・7月生まれのお子さん
と保護者

☎ 8月17日(月)午前9時30分～11時45分(受け付けは10時15分まで)

☎ みなと保健所
持ち物 母子手帳、バスタオル、その他赤ちゃんに必要なもの

☎ 当日直接会場へ。
☎ 健康推進課地域保健係

☎6400-0084

すくすく育児相談

☎ 区民で、乳幼児と保護者

☎ 7月30日(木)午後1時～2時受け付け

☎ みなと保健所

☎ 持ち物 母子健康手帳、その他お子さんに必要なもの

☎ 当日直接会場へ。
☎ 健康推進課地域保健係

☎6400-0084

麻布地区プレーパーク(冒険遊び場づくり)事業

☎ どなたでも

☎ 7月25日(土)午前10時～午後4時

☎ 有栖川宮記念公園

☎ 当日直接会場へ。※小雨決行・荒天中止。開催状況については当日午前9時30分以降に有栖川宮記念公園管理事務所へ。☎3441-9642

☎ 麻布地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当☎5114-8815

バースデイ歯科健診～年に一度は歯科健診を受けましょう～

☎ 8月に1・2・4・5・6歳になる就学前の区内在住のお子さん※3歳のお子さんは「3歳児健診」(個別に通知します)をご利用ください。

☎ 8月7日(金)・19日(水)、9月4日(金)・16日(水)午後1時30分～2

時30分

☎ みなと保健所

☎ 持ち物 母子健康手帳・歯ブラシ

☎ 当日直接会場へ。※日程が合わない人はご相談ください。妊産婦の歯科健診を希望する人は、お問い合わせください。

☎ みなとコール ☎5472-3710

☎ 健康推進課地域保健係

子ども調べる学習講座「なぜなに探検隊2015」

☎ 小学1～3年生

☎ 7月31日(金)午前10時30分～正午(午前10時開場)

☎ 麻布図書館

☎ 20人(申込順)

☎ 電話または直接、麻布図書館へ。☎3585-9225

みなと区民の森環境学習(川辺の生き物観察と釣り体験)

☎ 区内在住・在学の小学3～6年生

☎ 8月10日(月)午前8時15分区役所1階ロビーにて受け付け開始(8時30分出発)、往復バスで移動

☎ みなと区民の森(あきる野市)

☎ 30人(抽選)

☎ 費用 500円

☎ 電話で、7月13日(月)～23日(木)に、みなとコール(午前9時(初日は午後3時)～午後5時受け付け)へ。☎5472-3710

☎ 環境課地球環境係

夏休み体験ミュージアム「チャレンジ!縄文土器を作ろう」

☎ 区内在住・在学の小学3年生～中学生(小学生は保護者同伴)で、2日とも参加できる人

☎ 時・☎ (1)土器制作:7月28日(火)午前9時30分～午後4時(2)土器焼成:8月20日(木)午前10時～午後3時

☎ 東京都埋蔵文化財センター(多摩市落合1-14-2)

☎ 15人(申込順)

☎ 電話で、7月13日(月)～20日(月)に、みなとコール(午前9時(初日は午後2時)～午後5時受け付け)へ。☎5472-3710

☎ 図書・文化財課文化財係

港区子ども会まつり

☎ どなたでも

☎ 7月18日(土)午後1時～3時

☎ 神明いきいきプラザ

☎ ゲームコーナー、製作コーナー、宝すくい他

☎ 200人(会場先着順)

☎ 参加団体 マルス・クラブ、ディズニー少年団、スーパートマト子ども会、スマイルクラブ、三田一丁目子ども会、芝消防少年団

☎ 当日直接会場へ。

☎ 子ども家庭課青少年育成担当

☎3578-2435

高次脳機能障害理解促進 の講演会・相談会のお知らせ

高次脳機能障害とは、病気や事故等で脳がダメージを受け、記憶・注意・遂行機能・言語・感情等の、脳がつかさどる機能に生じる障害です。対人関係や仕事等さまざまな日常生活の場面で不適応や支障が生じます。

外見からは分かりにくい障害のために、周囲の人から理解されにくいことも多く、また、障害者本人の病識が薄い場合もあります。

長期にわたる支援が必要で、適切な支援や訓練があれば生活は大きく改善します。

区では、区民や障害者の支援に関わる皆さんに、高次脳機能障害を正しく理解していただくため、高次脳機能障害理解促進事業を実施しています。平成27年度は次のとおり講演会を行います。

講演会

対象 区民・障害者や家族等
とき 9月27日(日)午後1時30分～4時30分

ところ 高輪区民センター
講師等 NPO東京高次脳機能障害協議会

申し込み 1カ月前から受け付け
※内容等詳しくは、「広報みなと」や港区ホームページでお知らせする予定です。

相談会

対象 障害者や家族等
とき 毎月第3木曜午後1時30分～4時30分

ところ 障害保健福祉センター
申し込み 電話で、障害者福祉課精神障害者担当へ。

高次脳機能障害者を支援している人向けの研修会も予定しています。日時・内容等は「広報みなと」等で随時お知らせします。

問い合わせ

障害者福祉課精神障害者担当
☎3578-2457

障害のある人もない人も 共に生きる社会をめざして

障害者権利条約の締結

国は、平成26年1月に障害者権利条約を締結し、同年2月にこの条約は国内においても効力を持つことになりました。

この条約の締結に先立ち、国は障害の定義規定を拡大する等の「障害者基本法」の抜本的な改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定等、障害者を取り巻くさまざまな法制度の整備を行い、国内の障害者制度を充実させてきました。

この条約に従い、障害者の権利実現に向けた取り組みが一層強化されることが期待されています。

条約における障害の捉え方

条約における捉え方では、本人にとっての障害の有無は、社会全体で必要な配慮を行うかどうかにより、大きく変わります。つまり、障害は本人の能力・機能に起因するものではなく、利用しにくい施設や制度等、社会の環境に問題があるとされ、社会が障害に応じた適切な配慮を行うことによって、全ての人が障害の有無にかかわらず、共に生きる社会の実現につながります。

障害者 関連情報

共生社会の実現に向けて

区は、平成26年度に新たな港区障害者計画を策定しました。本計画のめざす将来像である「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される地域社会の実現」に向け、さまざまな分野における取り組みを一層強化していきます。

問い合わせ

障害者福祉課障害者福祉係
☎3578-2386

みなと図書館宅配サービス

図 (1)肢体不自由1・2級、内部障害1～3級の身体障害者手帳をお持ちの人(2)要介護認定1～5を受けている人(3)区内の高齢者施設等に入所している人

貸出冊数 月1回、図書・雑誌合わせて10冊まで

貸出期間 2週間※1回延長可能

その他 宅配サービスを受けるには手続きが必要です。詳しくは、電話申請および手続きは図書館職員が自宅または施設へ訪問し行います。図書・文化財課利用者支援係へ。

☎3437-6621 FAX3437-6627

国民健康保険の加入者で、主に生活習慣病等の医薬品を処方されている人へ「後発(ジェネリック)医薬品差額通知」を送付します

現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品(※)に切り替えた場合に、薬価にかかる自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる人にジェネリック医薬品差額通知を送付します。

※ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許終了後に、厚生労働省の許可のもとで製造・販売された薬です。新薬と有効成分が同じで、同等の効果が得られると国が認めた薬です。開発コストが少くない分、新薬より薬価が低くなっています。

対象者

- 主に生活習慣病等の医薬品を処方されている人
- 薬代が一定額以上軽減されると見込まれる人

発送時期

第1回 7月下旬
第2回 11月下旬
第3回 平成28年2月下旬

通知の内容

処方された薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合の1カ月分の差額(軽減見込み額)をご案内します。

ご注意ください

- 全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
 - ジェネリック医薬品に変更しても自己負担額が新薬の使用時と変わらない場合もあります。
 - ジェネリック医薬品を取り扱っていないことや、取り寄せになることもあります。
 - 医師が治療上、不適切と判断する場合は変更することができません。
- ジェネリック医薬品への切り替えについて、詳しくは、かかりつけの医師やお近くの調剤薬局の薬剤師等にご相談ください。

問い合わせ

国保年金課給付係 ☎内線2640～2

羽田空港の機能強化に関する住民説明会

国は、国際競争力強化や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催のため、羽田空港の機能強化を検討しています。この機能強化案については、国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/koku/haneda/>に特設ページ「羽田空港のこれから」が設けられている他、オープンハウス型説明会が開催されます。

オープンハウス型説明会

開催期間中はいつでも参加でき、展示された説明パネルを自由に閲覧できます。質問等については、会場内の担当者に直接聞くことができます。

とき (1)8月21日(金)～23日(日)
(2)8月27日(木)～29日(土)いずれも平日正午～午後8時、土・日曜午前10時～午後6時

ところ (1)高輪区民センター(2)品

川駅港南口区民協働スペース(品川フロントビル内)(港南2-3-13)

※説明会については、7月下旬から、羽田空港周辺(大師地区、羽田地区、蒲田駅周辺、川崎駅周辺)、東京23区西部(大井町駅周辺、目黒駅周辺、渋谷駅周辺、新宿駅周辺、練馬駅周辺)、東京23区東部(南砂町駅周辺、船堀駅周辺)、埼玉・東京23区北部(和光市駅周辺、武蔵浦和駅周辺)でも順次、開催される予定です。どの会場の説明会に参加することも可能です。詳しくは、国土交通省ホームページの特設ページをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ

国土交通省「羽田空港のこれから」に関するご意見窓口
☎0570-00-1160
(IP電話5908-2420)
環境課環境指導・環境アセスメント担当 ☎3578-2490

港区平和都市宣言30周年 中学生の平和ポスター・ 作文コンテスト作品募集

昭和60年に港区平和都市宣言をしてから平成27年で30周年です。これを記念し、次世代を担う中学生による、平和ポスター・作文コンテストを開催します。

対象

- (1)区内中学校に在籍する中学生
- (2)区外中学校に在籍する区内在

住の中学生

募集作品

- 平和ポスター部門

テーマ 「平和を創り守るためにできること」または「平和への願い」

- 平和作文部門

基本テーマ 「戦後70年に想うこと」「世界が平和になるために」

募集要項

応募の決まり等、詳しくは、区内中学校(在校生向け)または人権・男女平等参画担当(区役所4

階)・各総合支所・男女平等参画センター・各港区立図書館・各子ども中高生プラザで配布している募集要項をご覧ください。また、港区ホームページからダウンロードもできます。

募集期間・申し込み

対象(1)の人 学校を通じてお知らせしています。先生に確認してください。

対象(2)の人 募集要項にある応募用紙に必要事項を明記の上、郵送の場合は8月14日(金・消印有

効)、持参の場合は8月17日(月)午後5時までに、〒105-8511 港区役所総務課人権・男女平等参画係へ。

表彰・展示

10月10日・11日(土・日)開催のみなと区民まつりで入賞者へ賞状・賞品を授与するとともに、全応募作品を会場内に展示します。

問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係
☎3578-2027

みなと

おしらせボード

※区役所・総合支所への郵便は、郵便番号とあて先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。

※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。

※費用の表記がないものは、すべて無料です。

凡例

対▶対象

内▶内容

問▶問い合わせ

時▶とき

人▶定員・募集人員

選▶選考方法

所▶ところ

申▶申し込み

担▶担当課

健康

港区健康づくりサポーターが行う(1)誰でも簡単、すぐできる「椅子de太極拳体操」(2)首肩・足腰ラクラク「気功&ピラティス」

対 区内在住・在勤・在学者
時 (1)7月25日(土)午後2時～4時(2)7月29日(水)午前9時45分～11時45分
所 (1)青山いきいきプラザ(2)赤坂いきいきプラザ
人 (1)25人(2)10人(いずれも申込順)
費用 各400円(資料等)
用 電話で、健康クロスリンク研究会 内山へ。 ☎090-7208-5952
問 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

わかちあいの会みなと

自死(自殺)で大切な人を亡くした人が、思いを話し、支え合う場です。
対 自死(自殺)で大切な人をなくした人※区民に限らず参加可能
時 7月29日(水)午後2時～4時
所 みなと保健所
申 当日直接会場へ。
問 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084

胃・大腸がん検診(予約制)

対 35歳以上の区民
時 8月3日(月)～31日(月)午前8時30分～9時30分受け付け
所 ところとからだの元氣プラザ(千代田区飯田橋3-6-5)
人 20人(申込順)
用 電話で、7月13日(月)から、健康推進課健康づくり係へ。 ☎6400-0083

骨粗しょう症検診(予約制)

対 区民で、20歳以上の女性で次のいずれかに該当する人(1)5歳ごとの節目年齢の人(2)過去5年以内に受診していない人※現在骨粗しょう症で治療中の人はご遠慮ください。
時 8月12・26日(水)午後2時～2時45分受け付け
所 みなと保健所
人 各日20人(申込順)
用 電話で、7月13日(月)から、健康推進課健康づくり係へ。

☎6400-0083

精神保健福祉相談(予約制)

対 区内在住・在勤者
時 原則、毎月第1月曜・第2金曜・第3水曜・第4月曜の午後※時間はお問い合わせください。
所 みなと保健所
用 電話で、健康推進課地域保健係 ☎6400-0084
または各総合支所区民課保健福祉係へ。 ☎欄外参照

講座・催し物

映画音楽コンサート

対 どなたでも
時 7月18日(土)午後1時30分～2時30分
所 虎ノ門いきいきプラザ
人 60人(会場先着順)
申 当日直接会場へ。
問 虎ノ門いきいきプラザ ☎3539-2941

とらトピアまつり

対 どなたでも
時 8月1日(土)午前10時～午後3時
所 虎ノ門いきいきプラザ
申 当日直接会場へ。
問 虎ノ門いきいきプラザ ☎3539-2941

芝の家ジャズレコードコンサート

対 どなたでも
時 7月25日(土)午後6時30分～8時30分
所 芝の家(芝3-26-10)
人 30人(申込順)
用 電話またはファックスで、氏名・電話番号を、芝の家へ。
問 芝の家(火～土曜正午～午後5時) ☎・FAX3453-0474
芝地区総合支所協働推進課地区政策担当 ☎3578-3192

サン・サンなんで～もまつり

対 どなたでも
時 7月25日(土)午後1時～5時
所 サン・サン赤坂、赤坂子ども中高生プラザ
費用 300円(チケット制1シート)

問 サン・サン赤坂 ☎5561-7833
赤坂子ども中高生プラザ ☎5561-7830
高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578-2422

マンション向け省エネセミナー～省エネで管理費削減!効果的な修繕工事のポイント～

対 区内のマンションの管理組合役員や管理会社、賃貸オーナー等
時 8月1日(土)午後2時～4時
所 区役所5階
人 30人程度(申込順)
用 電話で、7月24日(金)までに、環境課地球環境係へ。 ☎3578-2498

あきる野農業体験

対 区民で、簡単な農作業ができる人
時 8月5日(水)午前8時15分区役所1階ロビーにて受け付け開始(午前8時30分出発)、往復バスで移動
所 あきる野市戸倉の畑
人 40人(抽選)
費用 大人(中学生以上):1500円、小学生:1000円※未就学児は無料
用 電話で、7月13日(月)～23日(木)に、みなとコール(午前9時(初日は午前11時)～午後5時受け付け)へ。 ☎5472-3710
問 環境課地球環境係

港郷土資料館コーナー展「港区平和都市宣言30周年 終戦70年-港区の戦中・戦後-」

時 7月17日(金)～9月16日(水)※休館日は日曜・祝日・第3木曜(7月21日(火)～8月31日(月)の日曜は開館)
所 港郷土資料館
問 港郷土資料館 ☎3452-4966

お知らせ

証明書自動交付機休止(台場分室)

電気設備点検のため、終日休止します。
時 7月20日(月・祝)
休止中に住民票等を取得するときは、区内に設置されている他の証明書自動交付機を利用するか、電話予約サービスを利用してください。

ただし、電話予約サービスでは戸籍全部(個人)事項証明書は受け取れません。

また、証明書発行手数料は、窓口で発行するときと同額ですので、ご了承ください。
問 芝浦港南地区総合支所区民課証明交付担当 ☎6400-0021
芝浦港南地区総合支所台場分室証明交付担当 ☎5500-2351

ありすいきいきプラザ半日休館

施設点検のため半日休館します。
時 7月20日(月・祝)午前9時～正午
問 ありすいきいきプラザ ☎3444-3656

台場区民センター区民ホール利用休止

台場区民センター区民ホール設備の老朽化に伴い、音響設備等の更新工事を行います。工事期間中は台場区民ホールの利用ができません。
時 11月4日(水)～平成28年3月4日(金)
問 台場区民センター ☎5500-2355
芝浦港南地区総合支所管理課管理係 ☎6400-0011

東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書の縦覧

評価書の縦覧
事業名 「(仮称)竹芝地区開発計画」
時 7月13日(月)～27日(月)※閉庁時を除く。
所 環境課(区役所8階)、各総合支所、みなと図書館で閲覧ができます。
意見書の提出先 郵送または直接、〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都環境局総務部環境政策課へ。 ☎5388-3406
問 環境課環境指導・環境アセスメント担当 ☎3578-2490

東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案の縦覧と意見書の提出

評価書案の縦覧
事業名 「目黒清掃工場建替事業」
時 7月15日(水)～8月13日(木)※閉庁時を除く。
所 環境課(区役所8階)、各総合支所、みなと図書館で閲覧ができます。

休日診療

モバイルサイトからご覧いただけます▶

診療時間 ☐は午前9時～午後5時
診療時間 ★は午後5時～午後10時

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

7月12日(日)	白金台診療所(内・小)	白金台5-18-6	3473-4741
	国際医療福祉大学三田病院(内・外)	三田1-4-3	3451-8121
	Key Dental Clinic(歯) ★八木医院(内)	赤坂3-9-1 八洲貿易ビル2階 東麻布1-18-9-101	5114-0118 3583-0581
7月19日(日)	南赤坂クリニック(内)	赤坂1-11-36 レジデンスバイカウテス420	5561-9258
	北里研究所病院(内・外)	白金5-9-1	3444-6171
	航空会館田中歯科(歯)	新橋1-18-1 航空会館6階	3501-8010
7月20日(月・祝)	氷川デンタルクリニック(歯) ★伊皿子坂医院(内・小)	赤坂2-21-1 川本ビル5階 高輪2-16-52-101	5570-5686 5447-7701
	もとやまクリニック(内)	白金1-8-9	3473-2866
	東京都済生会中央病院(内・外)	三田1-4-17	3451-8211
港区休日歯科応急診療所 (港区口腔保健センター)	乃木坂歯科クリニック(歯) ★しば胃腸こうもんクリニック(内)	赤坂9-5-26 パレ乃木坂202 芝4-11-5 KTビル3階	3404-9838 6453-9307
		三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927 (休日のみ)

◆各総合支所区民課保健福祉係◆ 芝地区☎3578-3161 麻布地区☎5114-8822 赤坂地区☎5413-7276 高輪地区☎5421-7085 芝浦港南地区☎6400-0022

おなと

おしらせボード

意見書の提出 直接または郵送で、7月15日(水)～8月28日(金・消印有効)に、事業名・住所・氏名および意見を明記の上、〒163-8001新宿区西新宿2-8-1 東京都環境局総務部環境政策課へ。 ☎5388-3406

環境課環境指導・環境アセスメント担当 ☎3578-2490～2

評価書案の事業者による説明会

時・所 (1)7月24日(金)午後7時～8時30分、目黒区総合庁舎大会議室(目黒区上目黒2-19-15目黒区総合庁舎2階)(2)7月25日(土)午後2時～3時30分、田道住区センター第2・第3会議室(目黒区目黒2-25-26田道ふれあい館3階)(3)7月28日(火)午後7時～8時30分、油面住区センター第1・第2会議室(目黒区中町1-6-23油面住区センター地下1階)(4)7月29日(水)午後7時～8時30分、中目黒住区センター第5・第6会議室(目黒区中目黒2-10-13中目黒スクエア内)(5)7月30日(木)午後7時～8時30分、下目黒住区センター レクリエーションホール(目黒区下目黒2-20-19下目黒住区センター地下1階)(6)7月31日(金)午後7時～8時30分、田道住区センター三田分室レクリエーションホール(目黒区三田2-10-33田道住区センター三田分室内)

環境課環境アセスメント担当 ☎6238-0912

環境課環境アセスメント担当 ☎3578-2490

「町ぐるみ三田納涼カーニバル」開催に伴う「ちいばす」田町・高輪ルートバス停の一時休止

休止するバス停と時間は、田町ルート、高輪ルートの各バス停およびバス車内に掲示します。

時 7月18日(土)

所 土木課地域交通担当 ☎3578-2279

(株)フジエクスプレス ☎3455-2213

港郷土資料館の夏休み臨時開館

区立小・中学校の夏休み期間中は、日曜も臨時に開館します。

時 7月21日(火)～8月31日(月)午前9時～午後5時(「さわれる展示室」は日・火・金・土曜の午後0時30分～4時30分)

休館日 第3木曜日

所 港郷土資料館 ☎3452-4966

平成27年度第2回港区総合教育会議

時 7月29日(水)午後2時～3時

所 区役所9階会議室

目 傍聴を希望する人は、当日直接会場へ。※保育を希望する人は、電話で、7月21日(火)までにお申し出ください。

担当 総務課総務係 ☎3578-2017

求人・区民委員募集

子ども家庭支援センター非常勤職員募集

要 年齢が65歳未満で、次のいずれかに該当し、子どもおよび子育て家庭に関する相談援助、または子育て支援施設での実務経験がある人(1)児童福祉司の任用資格または社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、教員、保育士、保健師、児童指導員のいずれかの資格を持つ人(2)大学等において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する課程を修めた人

期間 9月1日～平成28年3月31日(更新可)

勤務時間 週4日29時間(午前8時30分～午後5時15分)

基本月額 18万程度※交通費別途支給(限度あり)

募集人員 子ども家庭支援員1人

選 書類および面接(7月31日(金)予定)

目 直接または郵送で、履歴書(写真貼付)、返信用封筒(92円切手貼付)、「子ども家庭支援センターの子育て支援について」について応募動機を含めご自身の考えを書いた文章(800～1200字)を、7月22日(水・必着)までに、〒108-8315三田1-4-10 子ども家庭支援センターへ。 ☎6400-0090

—災害時にも外国人が安心して過ごせるように—

平成27年度港区国際防災ボランティアを募集します

区では、災害時に外国人に正確な情報を提供するとともに、意思疎通がスムーズに行えるよう、国際防災ボランティアの登録制度を開始しました。ボランティアが多言語により災害時におけるコミュニケーションの橋渡しをすることで、外国人の言葉の不安を軽減し、安全・安心を確保します。

対象 希望する人どなたでも(国籍・住所は問いません)

募集言語 全ての言語

※日本語理解と使用については、通常のコミュニケーションがとれるレベルであること。

資格・経験等 なし

募集人数 毎年100人程度(予定)

活動内容

災害の発生時 区内に設置される避難所等での通訳、外国人相談窓口での通訳、災害情報の翻訳等

平常時 防災訓練等地域活動やイベント等での通訳、外国語対応観光ボランティア

研修の実施 毎年1回、「災害時支援の基礎知識」「通訳技術・やさしい日本語」等の研修を行い、ボランティアのスキル維持と向上を図ります。

ボランティア保険の加入 全員がボランティア保険に加入します。費用は区が負担します。

申し込み 港区ホームページから登録申込書をダウンロードし、必要事項を明記の上、直接または郵送でお申し込みください。

※郵送の場合、記載内容について問い合わせをする場合があります。

送付先・問い合わせ

〒105-8511 港区役所地域振興課国際化推進係(区役所3階)

☎3578-2303 FAX3438-8252

お台場海水浴

「泳げる海、お台場！」をめざすアピール活動として、海水浴体験を2日間実施します。

お台場の海の水質改善に向けた取り組みを一緒に考えませんか。

対象 どなたでも

※小学4年生以下は保護者同伴

とき 7月25・26日(土・日)午前10時～午後3時

※当日の天候により中止場合があります。

ところ お台場海浜公園内の指定した場所(台場1-4-1)

申し込み 当日直接会場へ。

問い合わせ

芝浦港南地区総合支所協働推進課 台場担当 ☎5500-2365

平成27年度港区文化芸術活動サポート事業の助成団体が決定しました

区では、区内の文化芸術活動団体の活性化と育成、区民が文化芸術に触れる機会を拡充するため、港区文化芸術振興基金を活用し、区内で行われる文化芸術団体の事業に対して経費の一部を助成するとともに、専門家によるアドバイス支援を行っています。

平成27年度の助成団体が決定しました(**表**参照)。各助成団体の事業に

ついて詳しくは、港区ホームページで順次お知らせします。

※平成28年度港区文化芸術活動サポート事業は、平成28年2月に募集予定です。詳しくは、「広報みなと」等でお知らせする予定です。

問い合わせ

地域振興課文化芸術振興係 ☎3578-2343

平成27年度 港区文化芸術活動サポート事業助成団体一覧		
1 地域文化創造・発信事業		
団体名	事業名	助成金交付決定額
(特)音楽支援協会	2015 Sound Cruising Minato	200万円
学校法人 明治学院	明治学院チャペルコンサートシリーズ	200万円
人と地域を元気にする盆踊り実行委員会	昭和40年代頃に作られた港区内のご当地盆踊りソングを復活させ、継承、保存するための盆踊り大会を開催する事業	100万円
青山を研究する会	写真集「写真でみる 東京・青山の記憶 戦前～1964年東京オリンピック前後～2015年」の制作と配布	100万円
2 文化芸術参加・体験事業		
団体名	事業名	助成金交付決定額
(公財)サントリー芸術財団	まるごといちにち こどもびじゅつかん!(仮称)	200万円
(特)キッズファン	子どものためのジャズコンサート	100万円
みなと第九を歌う会実行委員会	みなと第九を歌う会	200万円
(公社)日本女子プロ将棋協会	将棋ワールド2015	64万8000円
繋	第11回エリーゼのためにピアノコンクール	29万3000円
(特)Instrument for children	音育ランド	30万円
みなと親子アーティスト	みなと親子アーティスト	30万円
港区伝統文化事業実行委員会	港区伝統文化体験教室事業	25万9000円
La Gemma	音楽による地域交流・育成事業	30万円
美音彩～Be on SAI～	美音祭～Be on SAI～	30万円
春日こども能楽教室	こども能楽体験	27万5000円
(特)MERRY PROJECT	港区メリーアートガーデンプロジェクト	30万円
コドモチョウナイカイ事務局	コドモチョウナイカイプログラム2015「みんなでSHIBAURAどうぶつえん」をつくろう!	30万円
3 国際文化交流事業		
団体名	事業名	助成金交付決定額
open! architecture 実行委員会	open! architecture [オープン・アーキテクチャー]2015	172万円
舞踏交流・海外ダンサーシリーズ実行委員会	舞踏の国際展開－Butoh International in Minato	200万円
「みなと国際交流・協力の日」実行委員会	第4回Let's Talk about Your Life in Japan、第4回「みなと国際交流・協力の日」	51万3000円
(特)現代浮世絵文化協議会	港区発・寺子屋『文字絵』による日本語発見、および科学の交流活動	100万円
アトリエフェルマータ	ギターの響き2015	30万円

写真今昔物語

第14話



1965
昭和40年

港郷土資料館所蔵

二本榎

現在、「二本榎」という地名は「二本榎児童遊園」や地域のシンボル「高輪消防署二本榎出張所」の他、町会名等に残るだけですが、江戸時代から続く由緒ある地名です。この地にあった「上行寺」の門前に2本の榎の大きな木があり、旅人の目印としても、広く親しまれていたことから、この地名がついたといわれています。

「商店会の新しい名前を決めるとき、私は二本榎商店会にしたかったのですが、最終的には、全国から公募した中にある「メリーロード高輪(楽しく歩ける、買い物できる商店会の意)になりました」とメリーロード高輪の大駒敏会長は笑います。「それまでは、高輪町栄会という名の商店会でした。このあたりは戦災もあまりなく、昭和35年頃から賑わい始めて、この写真の昭和40年頃には、150軒ぐらいの店があったと思います。肉屋も、魚屋も八百屋も4〜5軒ずつぐらいありました。8のつく日は「8の市」をやっていたので、特ににぎわっていましたね。折々に催された仮装行列では、土地柄から四十七士の大石内蔵助の仮装をする人が必ずいましたね」

「私は、昭和39年、19歳から父の仕立屋で働きはじめました。手縫いのスーツ1着の値段が、社会人の初任給と同じぐらいの時代です」

現在は、付近に高層住宅が建ち、まちの様子も変わりましたが、大駒会長は「人の温かさは変わらない」と言います。「毎月第3日曜に、街の皆でやっている清掃活動は、もう16年以上も続いています。この坂の下に、新しい駅ができる計画もあります。若い人と一緒に、まちを盛り上げていきたいですね」と大駒会長はお話くださいました。



2015
平成27年

感想をお寄せください 区では、このコーナーに関する皆さんからの感想をお待ちしております。ぜひお寄せください。

地籍調査を実施します

地籍調査とは

一筆(登記されている地番)ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果を、いわゆる公図や登記簿に反映させるもので、国土調査法に基づき実施します。

地籍調査のメリット

地籍調査を行うことにより、土地の実態を明確にできるため、土地境界に関するトラブルの防止、登記手続きの簡素化、災害時の迅速な復旧活動等に役立ちます。

区の地籍調査

一筆ごとの調査に先行して、道路や河川等の公共用地と皆さんの所有地との境界を調査する「街区調査」を実施しています。

この調査は、1地区を2年にかけて

実施するもので、1年目は測量工程としてさまざまな資料を基に公共用地と皆さんの所有地との境界を調査するための測量を行い、2年目は立会工程として土地所有者の皆さんに現地において境界の確認をしていただき、その成果を図面等にとりまとめる調査です。

これまでに、白金四丁目地区において、皆さんのご協力をいただき「街区調査」の調査成果がまとまりました。

平成27年度の予定

「街区調査」として、白金三丁目地区の2年目の調査(立会工程)と、白金六丁目地区の1年目の調査(測量工程)を行います。

調査実施に伴い、皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ

土木施設管理課地籍調査担当

☎3578-2255

海外での感染症予防について



夏休み期間に入ると、海外へ渡航する人も多くなります。海外渡航中に、感染症にかからず、安全で快適に過ごせるよう、正しい感染症の知識や予防方法を知っておくことが大切です。

渡航前に注意したいこと

- 現地の感染症の発生状況に関する情報を事前に入手しましょう。
- 予防接種が受けられる感染症については、余裕を持って医療機関へ相談しておきましょう。

渡航中に注意したいこと

- 生ものに注意しましょう
水や食べ物から感染する消化器系の感染症は数多く存在します。生水、生野菜、生鮮魚介類や生肉等は控えるようにしましょう。
- 動物に近付かないようにしましょう
海外で動物にかまれたりすると、動物由来感染症に感染する可能性があります。動物にはむやみ

に接触しないようにしましょう。死骸やふんが感染源になることもあるため、触らないように気をつけましょう。

● 蚊に刺されないよう注意しましょう

海外で蚊に刺されると、デング熱やマラリア等の感染症にかかる危険があります。長袖長ズボンを着用し、虫よけスプレー等を使用して、蚊に刺されないよう注意してください。

帰国後

帰国時に発熱・咳・下痢等体調に不安がある場合は、空港や港にある検疫所にご相談ください。

症状等ご心配なことがある場合には、保健予防課にお問い合わせください。

問い合わせ

保健予防課保健予防係

☎6400-0081

7月27日(月)~8月31日(月)は 食品衛生月間です

区では7月27日から8月31日まで「食品衛生月間」として、食中毒予防の啓発事業を実施します。

食品衛生月間事業概要

- みなと保健所1階ロビーで食中毒予防パネルの展示を行います。
- 食中毒防止標語の横断幕を区役所に掲示します。
- 区内掲示板にポスターを掲示します。
- 新橋駅SL広場のファロシティビジョン、男女平等参画センターおよび区役所1階の電光掲示板に食中毒予防の映像を放映します。

肉の生食はやめましょう

平成24年7月に牛レバーの生食用としての提供が禁止されました。これに加え、平成27年6月12日から豚肉(レバー等内臓を含む)を生食用として提供することが禁止されました。豚はE型肝炎ウイルスに高率に感染しており、豚肉を生で食べると人もE型肝炎を発症し、重症化する



ことがあります。また、豚肉にはサルモネラやカンピロバクター等食中毒を引き起こす細菌や寄生虫が存在します。E型肝炎ウイルスや寄生虫は豚肉の内部にまで汚染が広がるため、内部までの加熱以外に感染を防ぐ手だてがありません。

豚肉を食べる時には、肉の中心部を75度で1分以上加熱するようにしましょう。目安は中心部の色が白っぽく変化するまでの加熱です。調理の際には専用の箸やトングを使い、生肉を扱う器具と加熱した肉を扱う器具を使い分けましょう。

加熱不十分な肉を食べることは食中毒になる危険性があります。肉はしっかり焼いてから食べましょう。

問い合わせ

生活衛生課食品安全推進担当

☎6400-0047

区内のPM2.5の1日平均値

6月28日(日)の各局の1日平均値(速報値)は次のとおりです。

区局	赤坂局	9.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	都局	高輪局	10.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	一の橋局	10.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		第一京浜高輪局	10.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	芝浦局	12.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		台場局	10.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

※ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ = 1立方メートル当たりのマイクログラム
※ 速報値ですので、後日訂正されることがあります。
※ PM2.5の環境基準は、1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下です。
その他の測定結果やリアルタイムの数値は、港区ホームページまたは東京都ホームページをご覧ください。

問い合わせ

環境課環境指導・環境アセスメント担当

☎3578-2492

区内の放射線量の1日平均値

6月28日(日)の区内2カ所のモニタリングポストの放射線量の1日平均値は次のとおりです。

区役所(植え込み)	お台場学園
0.070 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	0.043 $\mu\text{Sv}/\text{h}$

※ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ = 1時間当たりのマイクロシーベルト
※ 地表から50cmの地点で測定。
その他の放射線量等測定結果は、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

環境課環境政策係

☎3578-2487



日本年金機構をかたる詐欺について

6月に、システムへの不正アクセスにより、日本年金機構の持つ個人情報流出したと報道

されました。

区内でそれを悪用したと思われる詐欺の予兆電話がかかる事例があり、今後も同様の事例が継続して発生する恐れがあります。

日本年金機構の職員等と名乗り個人情報を聞き出そうとしたり、手続きのためのお金を要求する電話がかかってきたら詐欺を疑い、電話を切ってください。不安な時は一人で悩まず、警察や区役所に相談しまし

よう。

客引き等にご注意しましょう

区には、魅力あふれる繁華街が多くありますが、これらの街では「身辺に付きまとう」「進路に立ちふさがる」等の執着のような客引き行為が問題となっており、区にも多くの苦情が寄せられています。また、案内された店で「説明とは違う高額な料金を請求された」等のトラブルも発生しています。

これらの行為は、法律や都の条例、区の「安全で安心できる港区にする条例」等により規制されています。

区では、区民や事業者、警察等関係機関と協働してパトロール活動等の「客引きしづらい環境づくり」に取り組んでいます。皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ

防災課生活安全推進担当 ☎3578-2272